予防安全性能試験対象車種の選定方法について 新旧対照表

旧 新 予防安全性能試験対象車種の選定方法について(案) 平成27年度自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について 対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。 対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。 1. 平成27年3月末時点又は9月末時点に新車として販売されている自動車から選定を行う。 1. 9月末時点に新車として販売されている自動車から選定を行う。 前年9月末時点で予防安全性能試験を実施しておらず、かつ、実施の予定がない車種から10 前期は平成27年3月末、後期は平成27年9月末時点で販売されているものの中から10車種程度 車種程度を選定する。 (前期5車種、後期5車種程度)を選定する。 なお、予防安全性能試験のみを評価対象とする試験車種の選定にあっては、平成27年9月末時 点で予防安全性能試験を実施しておらず、かつ、実施の予定がない車種から10車種程度を選定 する。 ただし、自動車製作者等の評価の申し出があった車種数も考慮して選定する。 ただし、自動車製作者等の申し出があった車種数も考慮して選定する。 2. 直近1年間の販売実績が上位100車種(以下に規定する特別枠選定車種を除く。)について、2. 直近1年間の販売実績が上位の車種(2.⑤に規定する特別枠選定車種を除く。)から選定する 最量販グレードにおける歩行者衝突被害軽減制動制御装置、車両衝突被害軽減制動制御装置、車 線逸脱警報装置、及び後方視界情報提供装置の装備状況により選定する。具体的には、下記(1) ~(3)の順序及び販売台数を考慮して選定する。 【選定順序】 (1) 歩行者衝突被害軽減制動制御装置を装備することができる車種 (2) 車両衝突被害軽減制動制御装置を装備することができる車種 (3) 車線逸脱警報装置を装備することができる車種 ただし、モデルチェンジ等により1年間の販売実績が得られないものは、前のモデルの販売実 ただし、モデルチェンジ等により1年間の販売実績が得られないものは、前のモデルの販売実 績等も考慮して選定する。 績等も考慮して選定する。 自動選定 自動選定 前期の選定においては、販売実績が年間5千台以上の車種は、5車種を上限に自動的に選定 前期の選定においては、販売実績が年間2万5千台以上の車種は、5車種を上限に自動的に選 することができる。なお、ニューモデル車種は発売から30日以後における年間換算台数が、フ 定することができる。なお、ニューモデル車種は発売から30日以後における年間換算台数が、フ ルモデルチェンジ車種は直近6ヶ月の販売実績又は前モデルの販売実績が、年間換算5千台以 ルモデルチェンジ車種は直近6ヶ月の販売実績又は前モデルの販売実績が、年間換算2万5千

上となった時点で自動的に選定できる。

後期の選定においては、全車種を自動的に選定することができる。

- ② OEM車_{注1}の取り扱い 型式指定等を申請した自動車製作者等の販売実績(年間換算)に、OEM車による販売台数 を加算する。
- ③ 販売実績の算出方法

台以上となった時点で自動的に選定できる。

後期の選定においては、全車種を自動的に選定することができる。

- ② OEM車_{注1}の取り扱い 型式指定等を申請した自動車製作者等の販売実績(年間換算)に、OEM車による販売台数を 加算する。
- ③ 販売実績の算出方法

予防安全性能試験対象車種の選定方法について 新旧対照表

販売実績の算出にあたっては、以下の項目に関する6ヶ月間の実績値を1年間に換算する。 (ア)

9月末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績

- (イ) <u>前年4月</u>以降にフルモデルチェンジされた車種については、(ア)又はフルモデルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販売実績×(<u>前年</u>の全小型・普通乗用車販売台数/前モデル販売開始年の全小型・普通乗用車販売台数)の多い方。 (ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮できないものについてはその実勢を考慮す
 - (ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮できないものについてはその実勢を考慮する。)
- (ウ) ニューモデルで6ヶ月間の販売実績が無い車種については、販売実績×(183日/販売日数)により算出する。ただし、9月末時点で30日間以上の販売実績が無い車種については対象としない。
- ④ 車両価格が高価な車種の取り扱い

車両価格が<u>1000万円</u>を超える車種については原則として選定しない。ただし、予算上、400万円を超える車種を複数選定することが困難な場合には、販売台数の上位車種の中から選定可能な範囲の車種を選定することとする。

また、<u>1000万円</u>を超える車種であっても、販売実績が他の選定候補の車種と比較して非常に 多い場合等特段の必要があると認められる場合は、選定できることとする。

⑤ 特別枠選定車種の取扱い

社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該自動車の自動車アセスメント評価結果を公表することが有益であると判断された場合には、販売実績にかかわらず選定することができる。

3. 自動車制作者等への調査による試験対象車種の選定について

- ① 早期にフルモデルチェンジ等が行われる予定の車種は、フルモデルチェンジ後の車種を購入 して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象としない。
- ② マイナーチェンジを予定している選定車種は、12月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を調達することができる場合に試験の対象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種を試験の対象とする。
- ③ 選定された車種のうち、選定対象となる装置が装備可能な最量販グレードを試験車両とする。

販売実績の算出にあたっては、以下の項目に関する6ヶ月間の実績値を1年間に換算する。

- (ア) <u>前期:平成27年3月末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績後期:平成27年9月</u>末時点に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績
- (イ) <u>平成26年10月</u>以降にフルモデルチェンジされた車種については、(ア)又はフルモデルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販売実績×(<u>平成26年</u>の全小型・普通乗用車販売台数/前モデル販売開始年の全小型・普通乗用車販売台数)の多い方。 (ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮できないものについてはその実勢を考慮する。)
- (ウ) ニューモデルで6ヶ月間の販売実績が無い車種については、販売実績×(183日/販売日数)により算出する。ただし、<u>平成27年3月</u>末時点又は<u>平成27年9月</u>末時点で30日間以上の販売実績が無い車種については対象としない。
- ④ 車両価格が高価な車種の取り扱い

車両価格が<u>500万円</u>を超える車種については原則として選定しない。ただし、予算上、400万円を超える車種を複数選定することが困難な場合には、販売台数の上位車種の中から選定可能な範囲の車種を選定することとする。

また、<u>500万円</u>を超える車種であっても、販売実績が他の選定候補の車種と比較して非常に多い場合等特段の必要があると認められる場合は、選定できることとする。

⑤ 特別枠選定車種の取扱い

社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該自動車の自動車アセスメント評価結果を公表することが有益であると判断された場合には、販売実績にかかわらず選定することができる。

⑥ 選定された車種における試験車両

最量販グレードを試験車両とする。この場合において、最量販グレードに安全性能に係るオプション装備があるものは、原則として車種全体の装備率が50%を超える場合にはこれを装備する。ただし、当該装備をオプション装備した試験車両を市場(ディーラー等)で調達が可能な場合に限る。

また、グレードの違いが評価試験の結果に影響を及ぼさない場合には、最量販グレード以外のグレードを試験車両とすることができるものとする。

- 3. 選定後すぐにモデルチェンジが行われる予定の車種は選定しない。
- ① 早期にフルモデルチェンジ等が行われる予定の車種は、フルモデルチェンジ後の車種を購入して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象としない。
- ② マイナーチェンジを予定している選定車種は、前期公表にあっては8月末、年度末公表にあっては12月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を調達することができる場合に試験の対象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種を試験の対象とする。

予防安全性能試験対象車種の選定方法について 新旧対照表

この場合において、最量販グレードに他の安全性能に係るオプション装備があるものは、これ を装備する。ただし、当該装備をオプション装備した試験車両を市場(ディーラー等)で調達 が可能な場合に限る。 また、グレードの違いやオプション装備の有無が評価試験の結果に影響を及ぼさない場合に は、最量販グレード以外のグレードを試験車両とすることができるものとする。 4. 2. による選定にあっては、 4. 2. による選定にあっては、 ① 1メーカーあたり4車種を上限とする。 ① 1メーカーあたり4 車種を上限とする。 ② 輸入自動車については、1インポーターあたり1車種を上限とする。 ② 輸入自動車については、1インポーターあたり前期・後期毎に1車種※を上限とする。 5. 予防安全性能試験のみを評価対象とする試験車種の選定にあっては、2.による選定を次の通り 読み替える。 ① 自動選定中「販売実績が年間2万5千台以上・・」を「販売実績が年間5千台以上・・」 に ② 車両価格が高価な車種の取り扱い中「車両価格が「500万円」を超える車種については原則 として選定しない。を「1000万円を越える」に ③ 4. 2. による選定にあっては、「② 輸入自動車については、1インポーターあたり前期・ 後期毎に「1車種」を上限とする。を「・・・2車種を上限・・」に 5. これまで実施した車種であって、構造に変更がないものは選定しない。ただし、アセスメント事 56. これまで実施した車種であって、構造に変更がないものは選定しない。 業において新たに追加された試験を実施する場合を除く。 6. 自動車製作者等から申し出があった車種について、必要と認められたものを選定する。 67. 自動車製作者等から申し出があった車種や検討の結果、特に必要と認められた車種を選定す る。 注1:OEMとは、納入先商標による受託製造を示す。 注1:OEMとは、納入先商標による受託製造を示す。